



継続 申請用

今までに本奨学金の認定を受けたことがある生徒は、こちらの案内に基づいて申請してください。

継続を希望しない場合も、不申請書の提出が必要です。

令和6年度

埼玉県高等学校等奨学金 申請のしおり

<埼玉県高等学校等奨学金>

高等学校等に在学する生徒へ、奨学金を無利子でお貸します。

連帯保証人は不要です。

借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。

<奨学金の申請又は不申請の届出は>

申請期限までに提出用封筒に申請書類又は不申請書を入れて直接郵送してください。学校には提出しません。

申請方法の詳細は、このしおりで御確認ください。

<申請期限> 令和6年4月30日(火)まで(必着)

※ 提出期限後に提出された申請については、認定審査を行いません。奨学金を希望する場合は、期限内に申請書類の提出をお願いします。



埼玉県のマスコット「コバトン」「さいたまっち」

目 次

【重要なお知らせ】 -----	2
1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ -----	3
2 対象となる生徒-----	4
3 奨学金の貸与期間 -----	4
4 奨学金の貸与額-----	5
5 奨学金の返還-----	5
6 申請書類と提出方法-----	7
7 申請期限 -----	8
8 奨学金の貸与方法 -----	8
9 奨学金の返還猶予と返還免除-----	9
申請書記入例-----	10
住民税所得割額記載書類一覧（市町村別） -----	12
よくある質問-----	13

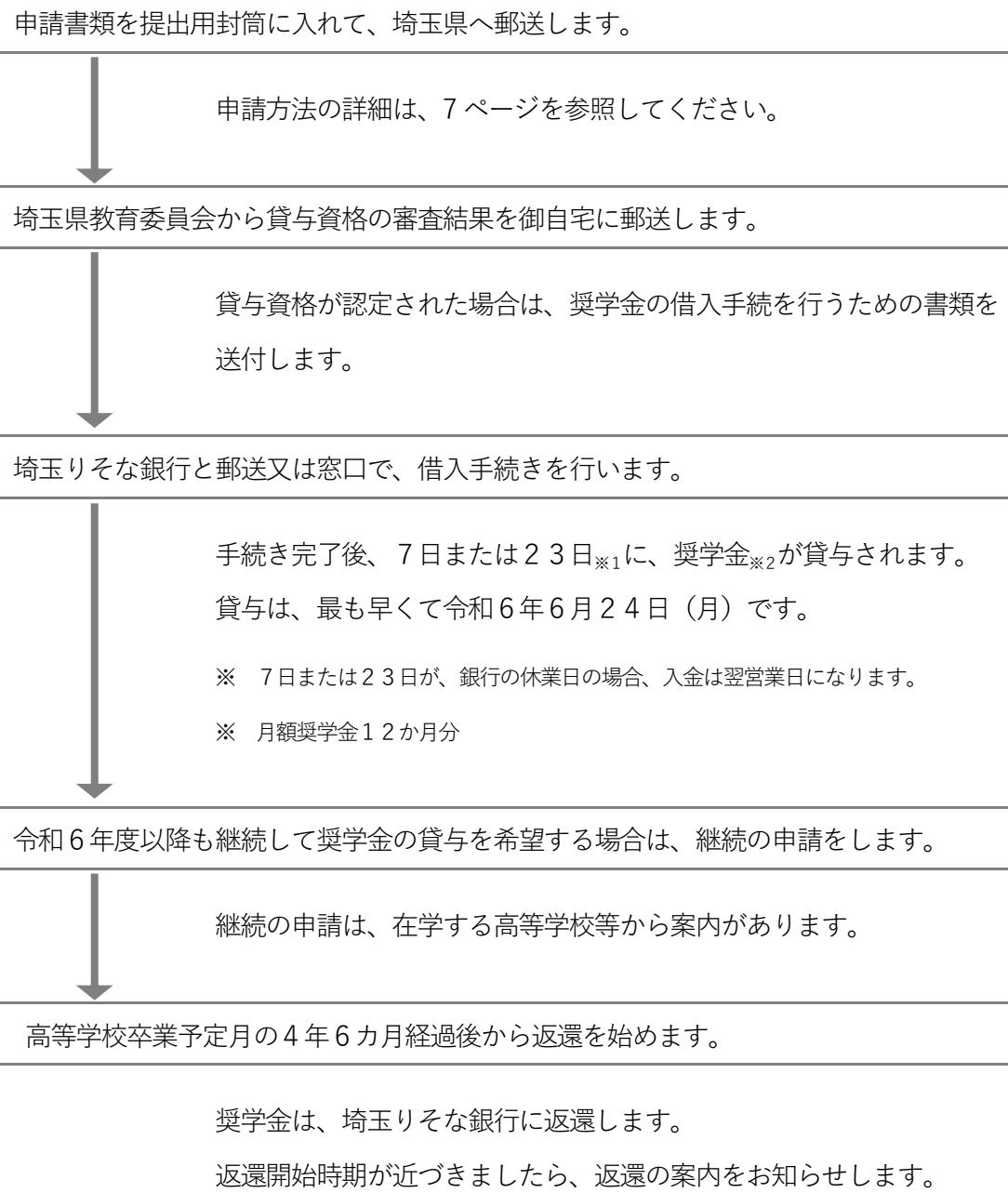
【重要なお知らせ】

- ✓ この奨学金は、保護者ではなく、生徒本人にお貸しするものです。
借り受けた生徒本人が、将来必ず返還しなければなりません。
- ✓ この奨学金は、貸与資格の要件があります（詳細4ページ参照）。
生徒本人からの申請に基づき、県で審査を行います。
審査の結果、貸与資格の認定を受けられない場合があります。
- ✓ 申請内容によって、貸与資格審査に時間を要し、認定や貸与時期が遅れること
があります。
- ✓ 奨学金の借入手続きは、前回の手続以降、親権者の変更がなく、生徒本人の氏
名にも変更がない場合は、郵送での手続きとなります。
前回の手続以降、親権者や生徒本人の氏名が変更になった場合は、埼玉りそな
銀行の窓口で手続きをする必要があります。
- ✓ 暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又
は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者）等は、奨
学金の借入れはできません。また、その確認に時間を使い、希望日に入金でき
ない場合もありますので御了承ください。
- ✓ 埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県が保有する個人情報を当
該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関（埼玉りそな銀
行）に対して提供する場合があります。

御理解と御協力を願いいたします。



1 奨学金の申請から貸与・返還までの流れ



2 対象となる生徒

①～③の全ての要件に該当する方

- ① 高等学校等_{※1}に在学すること
- ② 保護者が埼玉県内に居住していること
- ③ 品行方正であって、学習意欲があり_{※2}、経済的理由により修学が困難_{※3}であること

※1 高等学校等

埼玉県内・県外を問わず、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び専修学校の高等課程を含みます。高等学校には専攻科・別科を含みます。専修学校高等課程の対象校については、埼玉県教育委員会（財務課）へお問い合わせください。

※2 品行方正であって、学習意欲があり

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が良好な者として在学する学校の校長から推薦を受ける必要があります。

校長推薦は、県から学校へ依頼しますので、保護者・生徒は、学校へ連絡する必要はありません。

※3 経済的理由により修学が困難

継続申請者の場合、保護者の所得審査はありません。

3 奨学金の貸与期間

貸与資格の認定期間は、令和6年4月から令和7年3月までの1年間です。

令和7年4月以降も貸与を希望する場合は、改めて継続の申請が必要です。

4 奨学金の貸与額

在学する学校（国公立・私立）に応じ、月額奨学金①～③を選択します。

区分	月額奨学金（年額）
国公立高等学校等	① 15,000円（18万円） ② 20,000円（24万円） ③ 25,000円（30万円）
私立高等学校等	① 20,000円（24万円） ② 30,000円（36万円） ③ 40,000円（48万円）

※ 申請書に記載する奨学金の金額は、後で変更することはできないので慎重に決めてください。

5 奨学金の返還

埼玉県高等学校等奨学金は貸与です。将来必ず返還しなければなりません。

返還開始時期	高等学校等卒業予定月の4年6か月後から返還が始まります。
返還期間	12年 奨学金の全部または一部の繰上返還はいつでも可能です。
利息	利息はかかりません。 ただし、期日までに奨学金の返還をしなかったときは、遅延損害金の支払義務が生じます
返還方法	口座引落（毎月5日）

※ 一定期間、奨学金の返還が滞った場合

個人信用情報機関に登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

貸与額の例

私立高等学校で、月額奨学金 40,000 円と、入学一時金※250,000 円を選択した場合

$$\begin{aligned}\text{貸与額} &= \text{月額奨学金 } 40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} + \text{入学一時金 } 250,000 \text{ 円} \\ &= \text{年額 } 730,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

※ 継続申請では、入学一時金の貸与はできません。

返還額の例

私立高等学校で、月額奨学金 40,000 円を 3 年間と、1 年生時に入学一時金 250,000 円を借入した場合

$$\begin{aligned}\text{3 年間の貸与額} &= \text{月額 } 40,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times 3 \text{ 年} + \text{入学一時金 } 250,000 \text{ 円} \\ &= 1,690,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{12 年間で返済する 1 か月あたりの返還額} &= 1,690,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} \\ &\doteq \text{およそ } 12,000 \text{ 円}\end{aligned}$$

あなたの場合

$$\begin{aligned}\text{3 年間の貸与額} &= \boxed{\text{月額奨学金}} \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times \boxed{\text{貸与年数}} \text{ 年} + \boxed{\text{入学一時金}} \text{ 円} \\ &= \boxed{\text{合計貸与額}} \text{ 円}\end{aligned}$$

$$\begin{aligned}\text{12 年間で返済する 1 か月あたりの返還額} &= \boxed{\text{合計貸与額}} \text{ 円} \div 12 \text{ 年} \div 12 \text{ か月} \\ &= \boxed{\text{返還額/月}} \text{ 円}\end{aligned}$$

6 申請書類と提出方法

① 申請書

10、11ページの記入例に沿って、記入してください。

本人確認資料（マイナンバーカード表面、社会保険証等）の写しを貼付欄に添付してください。

※ 生活保護受給世帯の方は、本人確認資料の写しの貼付は不要です。

② 生活保護受給証の写し ※生活保護受給世帯のみ

受給証は、世帯構成・有効期限がわかるようにコピーしてください。

③ 生徒本人が記載されている戸籍謄本（全部事項証明書） ※次に該当する場合のみ

- (1) 生徒本人の氏名に変更があった場合
- (2) 生徒の親権者の氏名に変更があった場合
- (3) 生徒の親権者の変更があった場合



①～③の書類を提出用封筒に入れ、郵送してください。学校には提出しません。

※ 切手の貼付は不要です。

※ 書類②（生活保護受給証の写し）及び書類③（戸籍謄本）は、該当者のみ提出します。

※ 審査結果は書類①の保護者の欄に記載されている住所に送付します。
記入誤りに御注意ください。

7 申請期限

提出期限（必着）	審査結果の送付時期
令和6年4月30日（火）	令和6年6月上旬ごろ

※ 奨学金を希望する場合は、期限内に申請書類の提出をお願いします。

※ 申請書類に不備があった場合、審査結果の送付が遅れる場合があります。

※ 提出期限後に提出された申請については、認定審査を行いません。

8 奨学金の貸与方法

令和6年8月30日（金）までに、埼玉りそな銀行で借入手続※を行います。

過去に借入手続をした方

- ① 借入手続書類※₁を記入し、生徒本人と親権者のうち1名が同意・署名します。
ただし借入手続き時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合は、生徒本人のみの署名で構いません。
- ② 借入手続書類※₁を埼玉りそな銀行に郵送します。
- ③ 手続き後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に、埼玉りそな銀行の生徒本人名義の口座に月額奨学金12か月分が入金※₃されます。

初めて借入手続をする方

- ① 生徒本人と親権者全員の同意、銀行窓口に同伴する親権者の署名が必要となります。
ただし、借入手続き時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合は、生徒本人のみの署名で構いません。借入申込書※₁への記入は銀行で行います。
- ② 生徒本人と親権者のうち1名が揃って、銀行の窓口で手続きを行います。ただし、借入手続き時点で生徒本人が成人（18歳以上）の場合は、生徒本人のみで手続きが可能です。
- ③ 手続き後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に、埼玉りそな銀行の生徒本人名義の口座に入学一時金と月額奨学金12か月分が入金※₂されます。

※1 借入手続書類

貸与資格が認定された場合、後日送付します。その際に、手続きの詳細を案内します。

また、手続きには、借入額により400円～1,000円の収入印紙が必要です。収入印紙代は、申請により補助を行います。詳細は、高等学校等卒業時に御案内します。

※2 貸与は、最も早くて令和6年6月24日（月）です。

9 奨学金の返還猶予と返還免除

一定の要件を満たす場合は、申出により奨学金の返還が猶予又は免除されます。

返還の猶予	大学等在学、就職活動中、経済的理由により返還が困難な場合、奨学金の返還が、一定期間猶予されます。
返還の全額免除	生徒本人が亡くなった場合、奨学金の返還が、全額免除されます。
返還の一部免除	在学中の活動実績が顕著な者※として選ばれた場合、奨学金の返還が、一部免除されます

※ 在学中の活動実績が顕著な者

学業・スポーツ・文化・ボランティアなどで特に優秀な成績を残し、貸与時の認定所得等が基準額未満の方で、在学する校長から推薦を受け、選考で選ばれた方

申請書記入例

様式第2号

奨学金継続貸与資格認定申請書

(あて先)

令和6年 4月 15日

埼玉県教育委員会教育長

在籍学校	埼玉県立埼玉高等學校		
課程・学年	全日制・定時制・通信制・その他 ()	第 2 学年	(年次)

生徒本人	フリガナ	サイタマ アヤコ	
	氏名	埼玉 彩子	
	生年月日	昭和 平成 20年 5月 4日	
	電話番号	048-000-0000	
	住所	〒 300-0000 埼玉県〇〇市〇〇 1-1-1	
保護者	フリガナ	サイタマ イチロウ	
	氏名	埼玉 一郎	
	生徒・人との関係	父	
	電話番号	090-000-0000	
	住所	〒 300-0000 埼玉県 〇〇市〇〇 1-1-1	
保護者の配偶者	フリガナ	サイタマ ハナコ	
	氏名	埼玉 花子	
	生徒・人との関係	母	
	電話番号	080-000-0000	
	住所	〒 300-0000 埼玉県〇〇市〇〇 1-1-1	

健康保険証・運転免許証・マイナンバーカードの表面（裏面・通知カードは不可）等の本人確認書類のコピーを添付。

生活保護受給世帯添付不要です

申請時点で生徒本人が成人している場合は、生徒本人のみの添付で構いません。

国民健康保険被保険者証 有効期限 令和5年7月31日
記号 99 番号 12345678

電話番号も忘れずに記入してください
(保護者と同じ番号も可)

国民健康保険被保険者証 有効期限 令和5年7月31日
記号 99 番号 8765678

氏名 埼玉 花子 性別 女
生年月日 昭和54年 6月 3日
世帯主氏名 埼玉 一郎
住所 〇〇市〇〇1-1-1

※ 裏面を記入してください 裏面も忘れずに記入してください

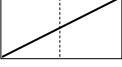
課記入欄

【裏 面】

下記のとおり、埼玉県高等学校等奨学金の貸与を受けたいので申請します。

埼玉県高等学校等奨学金事業の遂行のために、埼玉県が保有する個人情報を、当該奨学金の貸与の事業を行う者として知事が指定する金融機関に対して提供することに同意します。

記

奨学生番号		第 <u>220000</u> 号		
申請期間		令		
貸与を希望する額 合計 (①+②)  円	種類 国公立	在籍する学校区分の中から希望額を選択し、「○」で をつけてください。		
		①月額奨学金 ア 18万円（月額1万5千円） ウ 30万円（月額2万5千円）	<input checked="" type="radio"/> イ 24万円（月額2万円）	<input type="radio"/> エ 希望しない
		②入学時金 ア 5万円 イ 10万円	<input type="radio"/> ウ 希望しない	
	私立	①月額奨学金 ア 24万円（月額2万円） ウ 48万円（月額4万円）	<input checked="" type="radio"/> イ 36万円（月額3万円）	<input type="radio"/> エ 希望しない
		②入学時金 ア 10万円 イ 25万円	<input type="radio"/> ウ 希望しない	

備考 記載事項に係る事実に変更があった場合には、速やかに届け出ること。

記入誤り・記入漏れがあった場合、審査・認定が
遅れる場合があります
記入例をよく読んで記入をお願いします。



住民税所得割額記載書類一覧（市町村別）

	市町村名	課税証明書等の名称		市町村名	課税証明書等の名称
あ 行	上尾市	課税（非課税）証明書		所沢市	市県民税所得課税証明書
	朝霞市	課税所得証明書		戸田市	課税（非課税）証明書
	伊奈町	所得・（非）課税証明書		長瀬町	所得課税証明書
	入間市	市・県民税課税証明書		滑川町	所得・課税証明書
	小鹿野町	町県民税所得課税証明書		新座市	市民税・県民税課税証明書
	小川町	住民税決定証明書		蓮田市	課税証明書
	桶川市	市県民税課税証明書		鳩山町	所得・課税証明書
	越生町	住民税決定証明書		羽生市	市県民税所得課税証明書
か 行	春日部市	市民税・県民税課税（非課税）証明書		飯能市	課税証明書
	加須市	市民税・県民税課税・非課税証明書		東秩父村	所得・課税証明書
	神川町	所得・課税（非課税）証明書		東松山市	住民税決定証明書
	上里町	課税証明書		日高市	市民税・県民税（非）課税証明書
	川口市	市民税・県民税課税（非課税）証明書		深谷市	課税（所得）証明書
	川越市	市民税・県民税課税証明書		富士見市	市民税・県民税課税証明書
	川島町	町・県民税課税証明書		ふじみ野市	市民税・県民税課税証明書
	北本市	市県民税課税（所得）証明書		本庄市	所得・課税証明書
	行田市	所得課税証明書		松伏町	所得・課税・扶養証明書
	久喜市	市民税・県民税所得証明書		三郷市	課税証明書
	熊谷市	市民税県民税所得・（非）課税証明書		美里町	課税証明書
	鴻巣市	所得・課税証明書		皆野町	町県民税課税台帳記載事項証明書
	越谷市	市民税・県民税課税証明書		宮代町	住民税決定証明書
さ 行	さいたま市	市民税・県民税所得証明書		三芳町	住民税課税証明書
	坂戸市	課税・非課税（所得）証明書		毛呂山町	課税証明書
	幸手市	住民税決定（課税・非課税）証明書		八潮市	課税・所得証明書
	狭山市	市・県民税課税証明書		横瀬町	住民税決定証明書
	志木市	市県民税課税証明書		吉川市	住民税課税証明書
	白岡市	市県民税課税所得証明書		吉見町	住民税決定証明書
	杉戸町	住民税決定証明書		寄居町	町県民税課税台帳記載事項証明書
た 行	草加市	課税（非課税）証明書		嵐山町	住民税決定証明書
	秩父市	所得課税証明書		和光市	住民税決定証明書
	鶴ヶ島市	住民税決定証明書		蕨市	市・県民税所得課税証明書
	ときがわ町	住民税決定証明書			

※ 市町村によっては16歳未満の年少扶養親族の数が記載されない場合もありますので、証明書の取得時にはその数が記載されるよう申請を行ってください。

よくある質問

Q1 奨学金はいつ入金されますか？

貸与資格の認定を受けただけでは、奨学金は入金されません。

認定を受けた後、埼玉りそな銀行で借入手続きを行います。(8ページ参照)

手続き後、月の7日又は23日（休業日の場合は翌営業日）に入金されます。

最も早い貸与日（入金日）は、令和6年6月24日（月）です。

Q2 奨学金の金額は、後で変更することはできますか？

奨学金の金額は、後で変更することはできません。(5ページ参照)

貸与を希望する奨学金の金額を決めた上で、申請書の記入をお願いします。

Q3 来年度以降も奨学金を借りることができますか？

貸与期間は、令和6年4月～令和7年3月までの1年間です。

来年度以降、引き続き奨学金の貸与を希望する場合は、改めて申請が必要です。

来年度当初に、貸与資格の認定を受けた方に、在学を通じて申請を御案内します。

Q4 他の修学支援制度と重複利用ができますか？

埼玉県高等学校等奨学金制度は、他の修学支援制度との併用を禁止していません。

ただし、他の制度の方で併用を禁止している場合があります。その制度を取り扱っている窓口に、制度の併用が可能かどうか確認してください。

また、重複して利用する場合には、将来の返還額について十分に検討してください。

Q5 退学した場合には、奨学金はどうなるのでしょうか？

高等学校等を退学した場合は、奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

また、高等学校等を休学した場合、保護者が県外に転居した場合、不正な手段で貸与を受けた場合及び奨学金の貸与を辞退する場合には、同様に奨学金の貸与資格認定を取り消し、以後の奨学金の貸与を中止します。

Q 6 なぜ生徒本人が未成年の場合、親権者が一緒に金融機関へ行く必要があるのですか？

奨学金の借入契約を結ぶ当事者は、生徒本人です。

民法の規定により、借入契約を結ぶ当事者が未成年の場合、親権者すべての方に、借入れに必要な手続に同意していただく必要があります。

親権者がいないときは、未成年後見人の方に同意していただく必要があります。

なお、前回の借入手続以降、親権者の変更がなく、生徒本人の氏名にも変更がない場合は、郵送での手続きとなります。

Q 7 奨学金の返還が遅れてしまった場合、何かペナルティはあるのでしょうか？

奨学金の返還が始まると、毎月5日に、返還額が口座から引き落としされます。

引落しができなかった場合、埼玉りそな銀行に対し、遅延損害金の支払義務が生じます。また、同社から返還の依頼・連絡があります。

その後、更に一定期間内に返還がない場合、個人信用情報センターに登録され、クレジットカードが利用できなくなるなどの不利益が生じます。

なお、奨学金の返還でお困りのこと（例：病気・失業・収入が少ないなど）が生じた場合は、埼玉県教育委員会（財務課）または、借入手続きをした埼玉りそな銀行の窓口へ御相談ください。

お問い合わせ

埼玉県教育局財務課 授業料・奨学金担当

電話 048-822-5670 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉 高校 奨学金

検索



埼玉県マスコット
「コト」